

事務連絡
令和7年2月25日

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所
地域密着型サービス事業所
介護予防訪問型サービス事業所
管理者 様

大和市健康福祉部
介護保険課長

令和7年3月経過措置終了に伴う届出について

日頃から、本市の介護保険事業の運営について、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「業務継続計画未策定減算」及び「身体拘束廃止未実施減算」について、令和7年3月31日に経過措置が終了いたします。

本市においては、「業務継続計画策定の有無」及び「身体拘束廃止取組の有無」について新たな届出がない場合は「基準型」とみなします。

つきましては、届出が必要な事業所においては、以下のとおり届出をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 届出が必要な事業所

「業務継続計画策定の有無」又は「身体拘束廃止取組の有無」が「減算型」となる事業所は届出をしてください。

減算名	対象サービス種類
業務継続計画未策定減算	● 居宅介護支援 ● 介護予防支援 ● 夜間対応型訪問介護 ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ● 介護予防訪問型サービス
身体拘束廃止未実施減算	● 認知症対応型共同生活介護(短期利用型のみ)(予防を含む) ● 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型のみ) ● 小規模多機能型居宅介護(予防も含む) ● 看護小規模多機能型居宅介護

2. 提出書類

現在、本市 HP に掲載中の体制等に関する届出書等の様式には本件に係る項目がないため、使用をすることができません。

厚生労働省から令和7年度以降の新様式の公表があり次第、本市 HP に新様式を掲載いたします。

≪居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所・地域密着型サービス事業所≫

① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(介護保険サービス事業者用)

② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅介護支援)又は、(地域密着型(介護予防)サービス)

※様式については、以下の HP をご参照ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/bosyu_shit_ei_kasan/5634.html

≪介護予防訪問型サービス事業所≫

① 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書

② 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

※様式については、以下の HP をご参照ください。

https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/bosyu_shit_ei_kasan/5635.html

3. 提出期限及び提出方法

- 厚生労働省電子申請届出システムにより提出してください。
- 厚生労働省電子申請届出システムの利用にあたって、G ビズ ID の取得が必要です。

【大和市 HP】

<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/18/kaigojigoysyamuke/bosyu shitei kasan/20096.html>

【厚生労働省電子申請届出システム URL】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php>

令和7年3月15日(土)必着

(やむを得ない場合は、持参または郵送も可能)

※持参の場合は介護保険課窓口受付時間内のみ対応可能)

担 当：事業者指導係 日比野
TEL 046(260)5170